○内閣府告示第五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百七十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県

二　地域再生計画の名称　明舞団地再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　神戸市の区域の一部（垂水区狩口台地区、南多聞台地区及び神陵台地区）及び明石市の区域の一部（松が丘地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五③）

○内閣府告示第五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第七十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐世保市

二　地域再生計画の名称　市営住宅（宇久町）有効活用構想

三　地域再生計画の区域の範囲　佐世保市の区域の一部（宇久町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五③）

○内閣府告示第五十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　京都府及び京都市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　競争力と持続力を持つ交流６次化モデルの構築特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　南アルプス市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　高松市並びに高松丸亀町まちづくり株式会社、高松丸亀町商店街振興組合及び特定非営利活動法人農幸生活

二　地域活性化総合特別区域の名称　中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定農業者特定酒類製造事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　長崎県及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町

二　地域活性化総合特別区域の名称　椿による五島列島活性化特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　神奈川県、横浜市及び川崎市

二　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　医薬品等に関する輸出入手続きの電子化実証実験事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十四年内閣府告示第五十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　柏市

二　地域活性化総合特別区域の名称　柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　訪問リハビリテーション事業所整備推進事業、介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業、歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業、歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業